

愛知県とライオンズクラブ国際協会334-A地区との障害者支援に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）とライオンズクラブ国際協会334-A地区（以下「乙」という。）は、障害者への支援に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力して、障害者への支援に取り組み、全ての人活躍する「すべての人が輝く愛知」の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- (1) 愛知県内で行われる障害者のスポーツ、文化芸術活動の普及・啓発等に関すること
- (2) 障害に対する県民の理解促進に関すること

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙により書面による特段の申し出がなければ、更に1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。

ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合または法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項、又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、その都度甲と乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月1日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県知事



乙 名古屋市中村区名駅3-22-8
大東海ビル609号室
ライオンズクラブ国際協会334-A地区
地区ガバナー

